

質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	仕様書に記載の利用料金の額は、現在の額と異なるが、保護者は理解しているか。	利用料金が上がることについては保護者に事前に説明しており、理解をいただいています。また、利用料金が上がることを含め、保護者の総意により、指定管理者制度を導入します。
2	現在のクラブの最大延長時間について、教示願いたい。	菊沢東小学校学童保育館は18時30分まで延長を実施していますが、みなみ小学校学童保育館は延長を実施していません。
3	令和9年度の利用者の募集は、現在の運営主体と指定管理予定者のどちらが行うのか。	現在の運営主体が行います。
4	令和9年度の利用者の募集は、指定管理予定者の主業務ではないという認識でよいのか。	お見込みのとおりです。
5	学童保育館の電気料、電話料等のインフラ関係の契約は、現在の運営主体が締結しているか。	お見込みのとおりです。
6	指定管理者が施設の維持管理をするに当たり、電話番号が変わることになるが、問題ないか。	問題ありません。
7	おやつ回数は、申請団体が提案することができるか。	開所日におけるおやつ提供は必須ですが、その回数については申請団体が提案して差し支えありません。
8	仕様書に記載する職員の配置基準は、登録児童数と一時利用児童数を合算した児童数に応じ、配置するのか。	一時利用児童数は含めず、登録児童数に応じて支援員等を配置いただきます。
9	申請に係る様式2「事業計画書」はパワーポイント等で作成した別の資料とすることは可能か。	可能です。ただし、様式2「事業計画書」の項目順や内容に不備・不足等が無いようにしてください。
10	申請に係る様式2「事業計画書」の各項目の記載枠は、広げてよいのか。	記載する内容が多く、枠内に収まらない場合は、記載枠を広げてよいです。
11	申請に係る様式2「事業計画書」の管理実績を記載する部分について、全ての管理実績を記載することができないが、どうすべきか。	内容が書ききれない場合は、他にも実績がある旨を記載し、補足してください。
12	募集要項において、申請に当たり貸借対照表及び損益計算書その他の財務状況を明らかにする書類に「販売費及び一般管理費の明細」並びに「製造（工事）原価報告書」を添付することになっているが、これらの書類の添付は必須か。	該当しないものについては添付を不要としますが、申請団体の財政状況が明らかにする参考となる資料があれば、添付してください。
13	みなみ小学校学童保育館について、今年の利用児童数が例年と比べ減少しているが、今後も減少する見込みか。	今年の減少の原因は、単に利用のニーズが例年と比べ少なかったからと考えます。年によって利用ニーズが異なるため、今後の減少見込みについては明言できませんので、ご理解ください。
14	年間開所日数を250日以上とすることは、必須か。	原則年間250日以上の開所としますが、利用者のニーズ調査を踏まえ事前に市との協議をし、結果的に250日を下回った場合は問題ありません（200日以上は必須です。）。)
15	保護者からの延長保育のニーズはあるか。	延長保育のニーズはあります。保護者に希望を聞き、適宜対応しています。
16	指定管理者の選定に当たり、プレゼンテーション審査は実施する予定か。	実施する予定です。
17	現在のクラブにおけるおやつ代はいくらか。	菊沢東小学校学童保育館においては1日200～250円程度、みなみ小学校学童保育館においては1日50～60円程度です。
18	申請に係る様式2「事業計画書」の「2 類似施設の管理の実績及びその経営状況」の欄の記載方法は。	運営形態（指定管理・業務委託・自主運営等）、経営の状況（良好や黒字等）を記載してください。
19	保護者等によるクラブへの児童の迎えは、必須か。	保護者等の迎えは、必須です。
20	申請に当たり添付する納税証明書は、何の証明書か。	申請団体が納税している法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書を提出いただきます。
21	みなみ小学校学童保育館について、学校再編に伴い、みなみ小学校の通学区にうち1部の区域が令和11年度から別の通学区となることだが、クラブの利用児童にどれくらい影響があるか。	1部の区域のため、大人数の異動はないと考えます（今年度の利用児童で、異動の対象となる児童は2人）。
22	仕様書に添付されている収支決算書について、指定管理者制度導入当たっては繰越金はないものと考えてよいのか。また、役員報酬についてはどう捉えるべきか。	繰越金は現運営主体の資産となるため、ないものとして捉えてください。また、役員報酬も現在の運営主体に係るものであるため、指定管理料の算定に当たっては考慮しないでください。
23	学童保育館を運営するに当たり、校庭や体育館の学校施設を使用する場合の注意点はありますか。	例えば、校庭や体育館の学校施設を使用することについて学校側とよく連携し、調整を図ることなどが挙げられます。
24	菊沢東小学校においては、放課後子ども教室は開設しているか。	開設しています（週2回）が、現在連携はしていません（みなみ小学校においては、放課後子ども教室は開設していません。）。)
25	学童保育館の運営に当たっては、開所日数を250日以上とするため、来所する児童がいなくてもクラブを開所する必要があるか。	保護者の利用のニーズを行った結果、来所する児童がいなかった場合は、開所の必要はありません。
26	指定管理者の収入は、指定管理料と保護者からの利用料金という認識で良いか。	お見込みのとおりです。
27	選定委員構成及び人数について教示願いたい。また、外部委員の構成（職員、保護者などの参加があるのか）について、教示願いたい。	選定委員会の構成及び人数は次のとおりです。 ・指定管理者制度を理解し、専門的な見地から判断できる知識経験を有する者：2名 ・部長の職にある者：2名 ・選定対象施設を所管する部長の職にある者（臨時委員）：1名 計 5名 ※臨時委員は当該事案に限って審査に加わるものとしています。なお、保護者の参加はありません。
28	審査に係る評価基準、配点（価格点）を教示願いたい。	評価基準及び配点の詳細については、選定の公平性を確保する観点から、公開していません。
29	児童に係る傷害保険は指定管理者が加入すると認識しているが、現在加入している保険はスポーツ保険800円/年か、教示願いたい。また、一時利用者においても指定管理者の負担となるのか、教示願いたい。	現在加入している保険及び児童1人当たりの保険料は、次のとおりです。なお、保険料は、一時利用者についても指定管理者が負担します。 ○菊沢東小学校学童保育館 民間保険会社の学童保育クラブ団体傷害保険 1,592円/年 ○みなみ小学校学童保育館 スポーツ安全保険 800円/年
30	学童保育館における現在のごみ処理方法について、教示願いたい。	学童保育館におけるごみは、それぞれの運営主体が処理しています。指定管理者においても、法令等の定めに基づき、適正な処理をお願いします。

質問及び回答

No.	質問内容	回答
31	現在の浄化槽設備点検等に係る費用を教示願いたい。	直近の令和7年度における浄化槽維持管理に係る費用の実績は、次のとおりです。 ○菊沢東小学校学童保育館 25,200円 ○みなみ小学校学童保育館 38,500円
32	菊沢東小学校とみなみ小学校の全校生徒数（各学年人数内訳を含む。）を教示願いたい。	令和8年5月1日現在の各校の生徒数は、次のとおりです。 ○菊沢東小学校 ・1年 38人 ・2年 43人 ・3年 47人 ・4年 40人 ・5年 49人 ・6年 55人 ・合計 272人 ○みなみ小学校 ・1年 12人 ・2年 14人 ・3年 14人 ・4年 19人 ・5年 23人 ・6年 25人 ・合計 107人
33	学童保育館で勤務する現在の職員の就労条件（給与等）について、内容を教示願いたい。	現在配置している職員は現運営主体が雇用しているため、就労条件の詳細は把握していませんが、現在の各施設における職員の主な就労条件は、次のとおりです。 ○菊沢東小学校学童保育館 ・時給 1,080円～1,400円 ・手当 通勤、早番等 ○みなみ小学校学童保育館 ・時給 1,070円～1,120円 ・手当 通勤、会議・研修参加等
34	現在運営する団体のごみの廃棄方法を教示願いたい。	Na30に記載のとおりです。
35	募集要項における施設及び備品の修繕について、「会計年度当たりの修繕で、累計7万円までは指定管理者での修繕」とあるが、これは2施設合わせて7万円という認識で良いか。	施設及び備品の修繕については施設ごとに適用しますので、1施設当たり累計7万円です。
36	仕様書において、「事務担当者を最低1人配置」とあるが、これは2施設（支援）で最低1人の配置という認識でよいのか。	事務担当者は、2施設で最低1人配置いただきます。
37	様式2「事業計画書」において、「経営状況等」の枠の記載内容案として、例えば「指定管理者・委託で運営」を考えているが、回答事例があれば教示願いたい。	Na18に記載のとおりです。
38	募集要項における「審査項目」について、項目Aからサまでの配点表等があれば教示願いたい。	配点の詳細については、選定の公平性を確保する観点から、公開していません。
39	様式2「事業計画書」について、当該様式に定める項目内容を変えずに、申請団体がフォーマットを作成することはできるか。	Na9に記載のとおりです。
40	現在の学童保育館での年間行事計画（実績）を教示願いたい。	令和8年度におけるそれぞれの学童保育館の年間事業計画は、別紙のとおりです。
41	募集要項に記載されている指定管理料について、3年間の上限106,000千円の積算根拠を示せる範囲で教示願いたい（従来の実績との乖離が大きいため。）。	指定管理料の上限額は、放課後児童クラブにおいて指定管理者制度を導入した場合に掛かる費用の調査（参考見積書徴収）を行い、積算しています。なお、現在の学童保育館の運営は、業務委託により行っています。
42	申請に当たり提出する各種様式の宛名を教示願いたい。	各種様式における宛名は、「鹿沼市教育委員会」とします。
43	様式第8号の委任状について、この委任状は代表理事以外が担当者として企画提案書を作成・提出する際に必要という認識で良いか。	お見込みのとおりです。
44	各審査項目の配点を教示願いたい。	Na38に記載のとおりです。
45	各学童保育館の職員について、資格の有無別、社会保険の加入有無別の所属人数を教示願いたい。	令和8年4月1日現在のそれぞれの所属人数は、次のとおりです。 ○菊沢東小学校学童保育 6人（支援員資格あり5人、社会保険加入0人） ○みなみ小学校学童保育館 5人（支援員資格あり3人、社会保険加入0人）
46	現在の時給・寸志を、運営管理責任者、放課後児童支援員、補助員別に教示願いたい。	現在配置している職員は現運営主体が雇用しているため職員の区分ごとの就労条件の詳細は把握していませんが、主な就労条件等についてはID33に記載のとおりです。
47	現在雇用されている職員のうち、継続勤務の意向のある職員は2施設で何人いるか。	指定管理者制度導入後も引き続き勤務するかどうかの意向は、現運営主体が雇用する職員個人の見解によるものであるため、市として回答させていただくことが困難であることをご理解ください。
48	令和8年度の各小学校の全校児童数について、学年別に教示願いたい。	Na32に記載のとおりです。
49	退所時刻について、令和8年6月におけるみなみ小学校学童保育館の17時半から18時までの間に退所した児童数、菊沢東小学校学童保育館の17時半から18時までの間、18時から18時半までの間にそれぞれ退所した児童数を教示願いたい。	令和8年6月における各施設の当該時間帯に退所した児童数の累計は、次のとおりです。 ○菊沢東小学校学童保育館 ・17時半～18時 35人 ・18時～18時半 8人 ○みなみ小学校学童保育館 ・17時半～18時 69人